

ドイツ連邦通常裁判所（BGH）、HIV関連薬に係る欧州特許について
強制実施権付与の仮処分申請を認める決定を下す

2017年7月12日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦通常裁判所（BGH : Bundesgerichtshof。通常裁判権¹の最高裁判所に相当）は、7月11日、HIV関連薬に係る欧州特許1422218（ドイツ国内で有効）について、強制実施権付与の仮処分申請を認める決定を下した旨、BGHのウェブサイトで公表した。なお、決定理由を含めた正式決定全文自体は、7月12日時点では公表されていない。

BGHのウェブサイトによれば、本事件の概要は次のとおり。

MSD（Merck Sharp & Dohme）株式会社及び関連2社（以下「MSD社」）は、HIVの治療に使用される薬「Isentress（アイセントレス）」を販売していた。他方、塩野義製薬株式会社（以下「塩野義製薬」）は、HIV関連薬に関する発明について欧州特許1422218を取得していた。

（※なお、当該欧州特許1422218については、異議申立がなされ、当該異議申立について欧州特許庁は特許権維持（特許権の範囲を定めるクレームは補正された）との決定を下したものの、当該決定に対する不服申立がなされて現在係属中。）

そして、塩野義製薬は、MSD社に対し、2015年、当該欧州特許1422218に基づく特許侵害訴訟をデュッセルドルフ地方裁判所（ドイツ）に提起したところ、MSD社は、2016年、特許法第24条第1項に基づき強制実施権付与を認めるよう申立を行うとともに、当該強制実施権付与の仮処分申請を行った。そして、この仮処分申請につき、2016年8月、連邦特許裁判所は当該仮処分申請を認める決定を下し、当該決定に対して塩野義製薬が不服申立を行ったところ、本年7月11日、BGHは、当該連邦特許裁判所による当該仮処分を認める決定を維持した旨、BGHのウェブサイトで公表したところである。

<参考：ドイツ特許法（第24条第1項及び第85条第1項）>

第24条

(1) 連邦特許裁判所は、個別事件に関し、以下の規定(強制ライセンス)に従って、発明を商業的に実施する非排他的権限を付与するものとするが、ただし、次の事項が満たされるこ

¹ 通常の民事及び刑事に関する事件を扱う裁判権。これ以外に、行政事件を扱う行政裁判権、労働事件を扱う労働裁判権等がある。

とを条件とする。

1. ライセンスを求める者が特許所有者を相手として、取引において通常の適正な条件に基づいて発明を実施する承諾を得るために、合理的な期間に亘り努力したが成功しなかったこと、及び
2. 公益が強制ライセンスの付与を命じていること

第85条

(1) 強制ライセンスの付与に関する手続においては、原告は、自らの申請により、その発明を実施するための仮処分による許可を受けることができるが、ただし、同人が、第24条(1)から(6)までに規定する条件が満たされていること、及び許可の即時付与が公益上、緊急に必要とされていることを、納得することができるように証明することを条件とする。

(※出典：以下の日本国特許庁ウェブサイトによるドイツ特許法仮訳)

－ BGH のウェブサイトは、以下参照（ドイツ語） －

[Bundesgerichtshof gestattet weiteren Vertrieb eines HIV-Medikament](#)
[ドイツ特許法（日本語）（日本国特許庁）](#)

(以上)